

(2025年6月1日現在)

第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- ① 労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ⑤ マージン率＝（③-④）/③％
- ⑥ 教育訓練に関する事項
- ⑦ 雇用安定措置を講じた人数
- ⑧ 労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別
- ⑨ 協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

拠点名称	本社
拠点の所在地	大阪府堺市北区長曾根町 4 5 番地

①派遣労働者数	②派遣先事業所数	③労働者派遣料 (平均：8.0H/日)	④派遣労働者の賃金 (平均：8.0H/日)	⑤マージン率（※） ((③-④) / ③) %
101人	19件	18,009円	11,931円	33.7%

※「マージン率」とは、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

派遣料金	マージン 33.7%	営業利益		労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益
		会社運営経費	健康診断費用	一般検診および生活習慣病予防検診の受診費用
			募集費用	派遣労働者の募集に係る求人媒体（求人誌・インターネット等）、登録会場の費用など
			就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等）
			営業費用	営業スタッフの人件費および活動費・法定手続き費用・事務所費・通信費等
		有給休暇会社引当		派遣労働者が年次有給休暇取得時に係る賃金 （派遣先へ請求出来ない）
	100%	社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
66.3%		派遣スタッフ給与		

別途、「キャリア形成支援についてのショウヨウ株式会社の取組」で掲示

	派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	5名
	新たな派遣先の提供を講じた人数	11名
	当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	0名
	その他の措置を講じた人数	33名

締結しております

当協定の対象となる労働者は、労働契約期間の有無を問わず、派遣先で以下の職種に従事するものとする

本社	職業安定業務統計	中分類	職業
		25	一般事務員
		54	製品製造・加工処理
		60	機械整備・修理の職業
		63	機械検査の職業
		68	その他の輸送の職業
		78	その他の運搬等の職業
		52	金属材料製造等
		57	機械組立の職業
		61	製品検査（金属）
		64	生産関連・生産類似
		69	定置・建設機械運転

1. 本協定の有効期間は以下のとおりとする

2025年4月1日～2026年3月31日